

2021 年 10 月

東京大学南研究棟アントレプレナーラボ(個室)

募集要項

東京大学 産学協創推進本部

1. 東京大学産学協創推進本部における起業支援・スタートアップ支援

東京大学では本学の研究成果を広く社会に還元することを目指す起業家や企業に対して様々な支援を行うとともに、本学でイノベーション教育を受けた学生、大学院生や研究員の起業に対しても様々な支援を行っており、その一環として起業家やスタートアップ企業を対象としたインキュベーション施設を 2004 年から運営・管理しています。東京大学南研究棟アントレプレナーラボは 2018 年 10 月に開設されたインキュベーション施設で、本施設の利用者に対しては下記のような支援を提供致します。

[支援の内容]

- 起業準備及びスタートアップのためのオフィスや実験室スペースの提供
- 施設内共用設備（共用会議室、ラウンジ、共用実験機器等）の提供
- 事業化推進のための相談受付、経営アドバイス
- 法務、会計、税務、デザイン等の各種専門家の紹介
- 東京大学協創プラットフォーム開発（株）や、同社と連携する（株）東京大学エッジキャピタルをはじめとする投資家の紹介
- 投資家、業界関係者、業務提携見込先等とのネットワーキング機会の提供
- 支援先企業間でのネットワーキング機会の提供
- スタートアップに興味を持つ東京大学の教職員や学生との接点の提供
- 各種公的支援制度の紹介や情報提供

2. 支援対象者

東京大学と深い関係を有し、高い成長性を有して大きな経済的価値を生み出す事業の構築を目指す未上場企業を支援対象としています。次に掲げる応募要件を満たし、支援を希望される法人の中から、下記5（支援対象者の選考）に基づいて支援企業を選考いたします。なお、未上場企業であっても、実質的に既存企業の子会社である場合や短期間でスケールすることを目指していない会社は支援対象にはなりません。

[応募要件]

- ① 本学の役員、教職員、学生等が行った研究・教育成果の実用化、社会還元を主要な事業とする未上場法人であって、設立後10年以内のもの
- ② 本学の役員、教職員、学生（卒業間もない卒業生も含む）等が出資等によって設立に深く関与した未上場法人であって、設立後10年以内のもの
- ③ 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社又は同社と連携するベンチャーキャピタルが出資する未上場法人であって、設立後10年以内のもの
- ④ その他本学と密接な関係を有する設立10年以内の未上場法人

3. 支援に伴う手続きおよび留意事項

選考を経て支援対象に選ばれた企業には、大学との間で支援に関する契約を締結して頂きます。支援に関する契約は、本学が上記1に記載したような支援を提供すること、およびその対価として支援対象企業が本学にストックオプションを発行することに合意する内容になりますので、ご承知おき下さい（詳細は産学協創推進本部までお問い合わせ下さい）。

大学が支援企業に対してストックオプションの発行をお願いするのは、国立大学が置かれた財政事情の中で、本学の支援を受けた企業の事業活動が経済的に成功を収めた場合に、その一部を本学に還元して頂くためです。発行頂いたストックオプションから将来東京大学がキャピタルゲインを得ることができた際には、本学におけるスタートアップ支援活動やアントレプレナーシップ教育の活動資金源として活用させて頂き、さらには東京大学の教育・研究活動の原資とさせていただきますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

4. 施設の利用条件

インキュベーション施設は、審査委員会によって選考された支援対象企業のみ利用が可能です。施設利用に際しては東京大学との間で施設の利用に関する契約を締結して頂きます。

(1) 利用（契約）期間

利用期間は、事業の状況や施設の利用目的等を勘案して、1年、2年、3年いずれかの期間が審査委員会により決定されます。契約の更新はできませんが、契約期間終了前に再申請を頂き再度審査会での承認を受ければ、再契約することが可能です。再契約の回数に制限はありませんが、産学協創推進本部が運営・管理するインキュベーション施設を通算10年以上利用することはできません。

また、利用期間中に株式公開を行って上場企業になった場合や買収・合併・事業譲渡等により既存企業に事業が統合された場合には、原則として施設の利用は速やかに終了して頂きます。

(2) 利用可能な部屋のタイプ

施設の概要は別紙1および別紙2をご参照ください。インキュベーション施設という性格上、部屋の空き状況は常に流動的ですので、現在利用可能な部屋に関しては産学協創推進本部（下記 7）までお問い合わせ下さい。

なお、本施設は25㎡の部屋を基本単位とした構造になっていますので、より大きな部屋が必要な場合は「東京大学アントレプレナープラザ」の利用もご検討ください。

(3) 利用料金

別紙 3 をご参照ください。電気水道光熱費は別途実費を徴収いたします。

(4) その他

- 施設は特別の事情がない限り、24 時間、年中利用が可能です。
- 指定された個室について、専有利用が可能です。
- 専有個室における転貸は原則禁止します。
- 支援期間中に専有個室の拡大を希望する場合は、増床の申請・審査が必要です。
- 施設利用企業は、本施設を本店や支店の所在場所として登記することが可能です。
- 電話回線およびインターネット回線は、利用者による工事・契約が必要です。
- 損害賠償責任保険等の保険へのご加入をお願いいたします。
- 使用に当たっては、消防法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令及び環境安全指針等の学内諸規程を遵守していただきます。
- 施設利用者の名簿を提出して頂きます。
- 施設の利用開始後に本学の利益相反委員会から利益相反の指摘を受けた場合には、施設の利用を終了して頂く場合があります。
- その他、施設の利用に関しましては、産学協創推進本部（下記 7）までお問い合わせください。

5. 支援対象者の選考

(1) 募集期間

施設内に空室がある限り、随時募集を行います。空室状況については、産学協創推進本部（下記 7）までお問い合わせください。ただし、インキュベーション施設という性格上、空室が残っている場合でも積極的に募集を行わない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査委員会

支援企業の選考は、別に設ける審査委員会にて行ないます。委員会は、産学協創推進本部長を審査委員長とし、産学協創推進本部のメンバーに加えて、東京大学協創プラットフォーム開発（株）や（株）東京大学エッジキャピタルのメンバー等で構成されます。

(3) 選考基準

選考に当たっては、下記の3つの観点を中心に、申請者や事業の基盤となる研究を行った本学教職員等の事業化への意思や経営能力、事業の社会的インパクト、公共性、大学との親和性などを勘案して総合的に判断します。

- 東京大学との関係性の強さ
- 事業の成長ポテンシャルの大きさ
- 大学からの支援の必要性・有用性

(4) 選考プロセス

選考は、下記（5）に示す申請書類一式の提出を頂き、面接審査会でのプレゼンテーションおよび質疑応答により行いますが、通常、申請書を提出して頂く前に応募資格の確認や支援スキーム説明のため産学協創推進本部メンバーとの面談をお願いしています。また、申請書の提出前後に提出書類の内容や事業状況の確認のため再度面談させて頂く場合もあります。選考には通常1.5～2か月程度の期間がかかりますので、インキュベーション施設の利用を希望される場合は、利用開始希望日の3か月程度前に産学協創推進本部（下記 7）にご相談されることをお勧めします。

なお、バイオサイエンス系の実験の行う場合には、事業に関わる審査とは別に、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査が必要になる場合があります。提出書類や審査プロセスは実験内容により異なりますので、具体的な手続きについては事業に関する審査の後、個別に対応させて頂きます。

(5) 申請書類

選考のための提出書類は以下のとおりです。提出いただいた書類は返却されませんので、あらかじめご了承ください。

- 申請書（本学所定フォーム）
- 事業計画書（本学所定フォーム）
- 事業計画書 別紙（収支計画・財務計画：本学所定フォーム）
- 施設利用計画書（本学所定フォーム）
- 代表者経歴書及び役員経歴書（本学所定フォーム）
- 氏名、住所、所有株数（潜在株も含む）、所有株比率等を記載した株主名簿
- 登記簿謄本
- 定款
- （あれば）直近3期分の法人税申告書（税務署の受領印のあるもの）
- （あれば）直近3期分の決算書および勘定明細書
- 直近月の試算表
- （あれば）その他事業の概要が分かるパンフレット等の参考資料
- （申請者／代表者が本学在学中の学生の場合）本学の教職員の推薦書

ご提出いただいた情報は東京大学による事業化支援の対象企業選考のために用いるものであり、申請者の同意がある場合を除いて対外公表することはありません（ただし、申請書類は審査委員である東京大学協創プラットフォーム開発（株）および（株）東京大学エッジキャピタルには開示されます）。

(6) 面接審査会

審査会は通常30分程度です。申請者から10～15分程度で下記の内容についてプレゼンテーションを行って頂き、15～20分程度の質疑応答を行います。

- 本学との関係について
- 事業の概要（特に、独創性、新規性、成長ポテンシャル）
- 施設利用期間中の取り組み内容と達成目標について

面接審査会の出席者は原則として申請代表者（会社の場合は代表取締役）にお願いしますが、役職員や関連する本学教職員等が同席したりプレゼンテーションを分担することを妨げるものではありません。プレゼンテーションにはパソコンからのスライド投影を利用することが可能です。面接審査会において別途資料等を配布する場合には、当日9部ご用意ください。

(7) 審査結果の通知と施設利用の手続き

支援企業としての選定の可否は審査委員会の決定が下り次第、申請者へ通知いた

します。ただし、バイオサイエンス系の実験を希望される企業につきましては、産学協創推進本部ライフサイエンス委員会での審査後に通知いたします。選定された企業は東京大学との間で支援に関する契約および施設の利用についての契約を締結して頂きます。

6. 事業化進捗状況の報告

支援企業には毎年度決算書類のご提出をお願いするとともに、定期的に（原則として3ヶ月に1回）事業の実施状況等を産学協創推進本部に報告していただきますが、適切な支援を実施するために事業の実施状況等について随時お尋ねする場合があります（事業に関する情報は、支援企業の同意がある場合を除いて外部に公表することはありません）。また、代表者や役員の変更、資金調達や資本構成の変化、事業状況の大きな変化があった際にはご報告ください。

なお、支援実績を把握するために、支援期間終了後も事業に関してお尋ねする場合がありますのでご協力の程、お願い致します。

7. 本件に関する問い合わせ先

支援に関するご相談や申請に関するご質問等は、下記へお問合せください。

東京大学産学協創推進本部

URL: <http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp>

住所：〒113-0033 文京区本郷 7-3-1 東京大学産学連携プラザ

E-mail : incubation@ducr.u-tokyo.ac.jp

- | | | |
|-------|----------------|------------|
| 別紙 1： | 南研究棟アントレプレナーラボ | 配置図概要 |
| 別紙 2： | 南研究棟アントレプレナーラボ | 設備仕様一覧 |
| 別紙 3： | 南研究棟アントレプレナーラボ | 利用料金に関する案内 |